

(様式1)

### 指定管理者評価シート(令和4年度)

施設名	みなと交流館、大島交流館等																										
指定管理者	名称	代表団体／特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜																									
	所在地	八幡浜市字海老崎216番地4																									
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)																										
評価担当課	政策推進課																										
施設の概要	所在地:八幡浜市沖新田1581番地23 1. みなと交流館／木造平家建て、建築面積438㎡(観光案内所、ホール、会議室ほか) 2. 公衆用トイレ／鉄骨造平家建て、建築面積159㎡(総便器数24器) 3. 沖新田緑地公園／約7,400㎡(芝生広場、ボードウォーク、休憩棟、その他) 4. その他の施設 (1) 倉庫棟(小規模トイレ併設) (2) 駐車場 197台(緑地公園併設分含む) (3) 駐輪場 90台(緑地公園併設分含む) (4) 遊歩道 約330m (5) 海産物直売所増設トイレ棟 (6) 備品倉庫 (7) レンタサイクルステーション、ゴミストッカー 所在地:八幡浜市大島キシカウラ2番耕地117番地1及び2 1. 大島交流館／木造平家建て、建築面積103.62㎡(乗船待合所、島内案内所ほか)																										
指定管理者の業務	1. 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務 2. 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務 3. 観光に必要な情報等の提供に関する業務 4. みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務 5. みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務 ※みなと交流館の業務:1番～5番、大島交流館の業務:2番～5番																										
施設利用状況	<p>&lt;八幡浜みなと&gt;</p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>年間来訪者数</th><th>1日平均来訪者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>365日</td><td>961,000人</td><td>2633人</td></tr></tbody></table> <p>&lt;大島交流館&gt;</p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>しまカフェ営業日数</th><th>しまカフェレジ通過者数</th><th>1日平均しまカフェレジ通過者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>348日</td><td>169日</td><td>3,267人</td><td>19人</td></tr></tbody></table>			開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数	365日	961,000人	2633人	開業日数	しまカフェ営業日数	しまカフェレジ通過者数	1日平均しまカフェレジ通過者数	348日	169日	3,267人	19人										
開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数																									
365日	961,000人	2633人																									
開業日数	しまカフェ営業日数	しまカフェレジ通過者数	1日平均しまカフェレジ通過者数																								
348日	169日	3,267人	19人																								
事業実施状況	<p>&lt;指定管理者自主企画(誘致)事業&gt;</p> 1.地域活性化に資する事業／24件(みなと交流館) 6件(大島交流館) 2.中間支援業務に関する事業／13件																										
収支状況	<p>&lt;指定管理者としての収入・支出(決算)&gt;</p> <table border="1"><thead><tr><th>収入内訳</th><th>収入金額(円)</th><th>支出内訳</th><th>支出金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>指定管理料</td><td>44,233,000</td><td>人件費</td><td>20,707,623</td></tr><tr><td>使用料</td><td>0</td><td>事務費</td><td>7,867,865</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>委託料</td><td>8,523,026</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他</td><td>1,977,327</td></tr><tr><td>合計</td><td>44,233,000</td><td>合計</td><td>39,075,841</td></tr></tbody></table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	44,233,000	人件費	20,707,623	使用料	0	事務費	7,867,865	その他	0	委託料	8,523,026			その他	1,977,327	合計	44,233,000	合計	39,075,841
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																								
指定管理料	44,233,000	人件費	20,707,623																								
使用料	0	事務費	7,867,865																								
その他	0	委託料	8,523,026																								
		その他	1,977,327																								
合計	44,233,000	合計	39,075,841																								

# 指定管理者評価シート(令和4年度)

施設名(みなと交流館、大島交流館等)

項目		指定管理者条例 ※ 第4条関連号 (主なもの)	判定
I	● 管理運営能力を有しているか	第3号	B
	● 懸念される事項がないか		
	● 市政への参加、地域社会への貢献実績はあるか		
II	1 管理運営の基本事項について ● 施設設置の趣旨、目的を踏まえているか。また、みなとオアシス、道の駅としての機能を果たしているか ● 利用者目線に立ち、公平公正かつ魅力的な運営ができていますか	第1・2号	A
	2 業務ごとの方針及び内容について	第1・2号	B
	(1) 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務について		
	(2) 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務について		
	(3) 観光に必要な情報等の提供に関する業務について		
	(4) みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務について		
	(5) みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務について		
	3 その他		A
	(1) サービス向上・利用促進・利用者への配慮について	第1号	
	(2) 利用者の安全確保・事故防止対策・緊急時の対応について	第4号	
	(3) 苦情対応・周辺住民への配慮について	第4号	
(4) 民営施設(アゴラマルシェ)・海産物直売所(どーや市場)・市民団体との連携について	第4号		
(5) 配置人員及び職員の処遇等について	第3号		
(6) その他(省エネ・環境への配慮、個人情報保護への配慮など)	第4号		
III	2 収支運営は適正か	第2号	A
IV	● その他評価できる点があるか	第1・2・3・4号	B
評価・コメント	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあった中で、年間96万人という来場者があり、令和5年1月には累計来場者1,000万人を達成するなど、市外からの観光客だけでなく、地元市民から愛される施設づくりができています。</p> <p>これは、施設内の商業施設運営者の多大なる努力に加え、指定管理者による各種市民団体の中間支援、利用者に対する細かな配慮や工夫などの地道な取り組みにより、市民活動の活発化が図られていることが要因に挙げられる。</p> <p>大島交流館については、離島という特性もありコロナ禍による影響が大きく、市外県外からの集客イベントが実施しづらい状況の中、市内在住者限定のイベントやSNSを活用したキャンペーンなど活島の活性化に向けた取り組みを継続して行っている。</p>	総括評価	<p>どの項目に関しても概ね良好であり、運営上支障となる事案もなかったことから、適正な管理運営がなされているものと評価できる。</p> <p>みなと交流館の役割としている「市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務」及びみなと交流館・大島交流館の役割としている「交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務」については、新型コロナウイルス感染症による制限がある中、オンラインツールを利用し積極的に取り組んでおり、みなと交流館においては業務仕様書で示すノルマ以上の実績を積み重ねる等、その成果は交流人口の増加や地域活性化に大きく寄与している。</p>

※指定管理者条例とは、「八幡浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を指すものとする。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)